

更正の請求

平成26年分の所得税の確定申告書を提出した後に、平成27年3月17日以後に次のような事由があった場合にはその確定申告書の提出期限から5年以内に限り、更正の請求をしてその確定申告書を訂正し、税額の還付を受けることができます。

- (1) 申告書を提出した会員が扶養している子や親などの家族や配偶者（他の申告者の扶養親族になつていない者、合計所得金額が38万円超である者、青色事業専従者に該当するもので給与の支払いを受けているもの、事業専従者に該当するものを除く。）について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除をしていなかった。
- (2) 自分が寡婦あるいは寡夫に該当するのに寡婦（寡夫）控除をしていなかった
- (3) 国民年金や国民年金基金、国民健康保険料、労働保険料などの社会保険料の支払いがあつたのに社会保険料控除をしていなかった。
- (4) 減価償却費の計算をしていなかった。あるいは実際より少なく計算していた。
- (5) 平成26年分の必要経費に算入すべき消費税額、個人事業税額、固定資産税額を必要経費に算入していなかった。
- (6) 平成26年分の所得金額や納付すべき税額について計算間違いをしていた。

修正申告

所得税の確定申告書を提出した後に、平成27年3月17日以後に次のような事由があつた場合にはその申告について更正（税務調査など）を受けるまでは、申告した所得金額や税額等を訂正するために修正申告書を提出することができます。修正申告をした場合には、先の申告が誤つたことについて正当な理由のない限り過少申告加算税が賦課されますが、その修正申告書が税務署の調査によって更正を受けることを予知してされたものでないときは過少申告加算税は賦課されません。（延滞税は課税されます。）

(1) 配偶者控除、扶養控除を受けていた家族のその年分の合計所得金額が38万円を超えることがわかつた場合。

(2) 売上代金の集金が済んでいないあるいは口座への振り込みがないため、その年分のその未収の売上金額を収入金額に計上していなかった。

(3) 生命保険契約、損害保険契約が満期になつたため、満期返戻金の支払いを受けたことにより一時所得の金額が生じたが、なんの処理もしていなかつた。

今話題のふるさと納税について

今、マスコミ等で話題となつているふるさと納税について改正がありましたのでお知らせいたします。

個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、次の措置が講じられました。

① 特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割（現行は1割）に引き上げられました。この規定は平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。

② 確定申告を必要とする現在の申告手続きについて、当分の間の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。これにより、確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県又は市区町村が寄附者に代わって行うことを要請できるようになりました。

この規定は平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用されます。（平成27年1月から3月まで寄附をされた方は確定申告が必要となりますので、ご注意ください。）

※平成27年度税制改正の大綱より

平成27年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成27年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇受験資格

- ①平成27年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成28年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇申込書交付期間

※できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

- ①インターネットによる申込書のダウンロード
平成27年5月11日(月)～7月1日(水)
【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> からダウンロードすることができる。】
- ②郵送・持参申込用
平成27年5月11日(月)～6月24日(水)（土・日曜日は除く。）

◇申込書受付期間

- ①インターネット
平成27年6月22日(月)～7月1日(水)
【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
- ②郵送又は持参
平成27年6月22日(月)～6月24日(水)

◇受験申込先

人事院関東事務局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1

◇試験日

- ①第1次試験 平成27年9月6日(日)
- ②第2次試験 平成27年10月14日(水)～10月23日(金)のうち、指定する日

※詳細については、お気軽に練馬西青税務署・総務課（TEL 03-3867-9711 内線202）までお尋ねください。

◇消費税額等の納税の準備

平成26年4月1日より消費税額の税率が5%から8%になり、平成29年4月からは10%となります。そのような場合、消費税の課税事業者が消費税の確定申告をした場合には、予想以上の消費税額が算出され、その支払うべき消費税額をどのように準備するのかという事態が生じます。また、消費税以外でも所得税、住民税、個人事業税、固定資産税、自動車税、都市計画税等の納税資金が必要となります。そのような事態にそなえて納税準備預金の通帳を作り年間の税額を見積もりその税額を積み立てることをお勧めいたします。詳細は練馬西青色申告会事務局にご連絡ください。

◇会費納入のお願い

練馬西青色申告会は会員の皆様の会費で運営されておりますが、なかには前年分以前の会費が未納の方がいます。前年分以前の会費が未納の方は平成27年5月末日までに練馬西青色申告会事務局にご持参いただくか、送付された振り込み用紙によりお支払いして頂くようお願い致します。会費の金額は月額1,500円、半年で9,000円、年間18,000円となります。個人的に事情のある方は練馬西青色申告会事務局へのご連絡をお願い致します。